

## 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び群馬県社会福祉法人経営者協議会、群馬県老人福祉施設協議会、群馬県身体障害者施設協議会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会、群馬県救護施設協議会、群馬県保育協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、群馬県乳児福祉協議会、群馬県母子生活支援施設協議会（以下総称して「丙」という。）は、災害発生時において相互に協力し、施設利用者及び施設利用児童（以下、「施設利用者等」という。）の安全・安心な生活の確保及び施設の安定的な運営に備えるため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、群馬県内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲、乙及び丙が相互に協力し、丙に加入する社会福祉施設等が相互応援活動を円滑に実施し、施設利用者等の安全の確保及び施設の安定的な運営等を図ることを目的とする。

### （応援内容）

第2条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災施設利用者等の一時的収容のための施設の提供
- （2）被災施設等に係る必要な職員の派遣
- （3）被災施設及び応援施設（以下「被災施設等」という。）に係る食料・飲料水などの生活必需物資の供給
- （4）相互応援に必要な資機材（車両含む）の提供
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援要請の手続き）

第3条 前条に規定する応援を必要とする被災施設等は、丙に対し、次の事項を明らかにして文書をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被災施設等の概要及び被害状況
- （2）応援の内容及び必要量
- （3）応援を必要とする期間
- （4）被災施設等への経路
- （5）前各号に定めるもののほか必要な事項

2 前項の要請を受けた丙は、乙に対して速やかに要請の内容を報告するものとする。

### （応援の実施）

第4条 乙は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに甲及び丙と対応を協議し、前条各号に掲げる事項を盛り込んだ応援計画（以下、「計画」という。）を作成するものとする。

2 乙は、前項の計画に基づき社会福祉施設等に対して応援の要請をするときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の応援要請と同時に、被災施設等に対して応援計画を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （終了報告）

第5条 応援を受けた被災施設等は、この協定に基づく応援業務が終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書で乙及び丙に報告するものとする。

- （1）応援を受けた社会福祉施設等の名称
- （2）提供を受けた応援の内容及び数量
- （3）応援活動の実施期間（職員の派遣に限る。）

2 乙は、前項の報告を受けた時は、速やかに甲に文書の写しを提出するものとする。

### （費用負担）

第6条 本協定に基づく業務に係る費用については、原則として丙又は応援を受けた被災施設等が負担するものとする。

### （情報の交換、協議及び訓練）

第7条 甲、乙及び丙は、災害時等における相互応援活動が円滑に実施できるよう、平時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するネットワーク（以下「群馬県災害福祉支援ネットワーク」という。）を整備するものとする。

2 甲、乙及び丙は、年に一度の頻度で訓練を実施する。なお、訓練内容は、群馬県災害福祉支援ネットワークで協議の上、決定する。

3 群馬県災害福祉支援ネットワークの事務局は、乙に置くものとする。

### （秘密保持及び個人情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第3者に提供してはならない。

### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

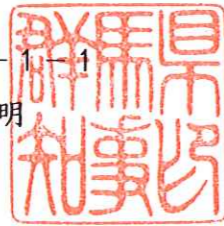
# 社会福祉施設の災害時における 相互応援に関する基本協定書

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するとともに、丙は加入する社会福祉施設等に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成28年3月29日

甲

群馬県前橋市大手町1-1-1  
群馬県知事 大澤 正明



乙

群馬県前橋市新前橋町13-12  
社会福祉法人  
群馬県社会福祉協議会  
会長 片野 清明



丙

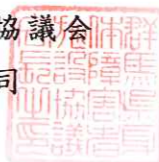
群馬県前橋市新前橋町13-12  
群馬県社会福祉法人経営者協議会  
会長 中沢 丈一



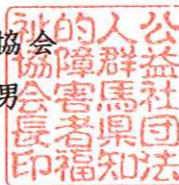
群馬県前橋市新前橋町13-12  
群馬県老人福祉施設協議会  
会長 津久井 敏夫



群馬県渋川市渋川2908-1  
群馬県身体障害者施設協議会  
会長 真下 宗司



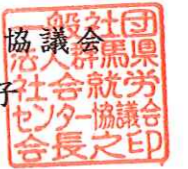
群馬県前橋市新前橋町13-12  
公益社団法人  
群馬県知的障害者福祉協会  
会長 大淵 純男



群馬県前橋市新前橋町13-12  
特定非営利活動法人  
群馬県精神障害者社会復帰協議会  
理事長 小暮 明彦



群馬県前橋市新前橋町13-12  
一般社団法人  
群馬県社会就労センター協議会  
会長 中塚 美子



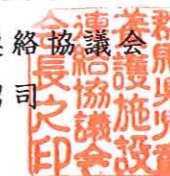
群馬県太田市龍舞町410-1  
群馬県救護施設協議会  
会長 大澤 久男



群馬県前橋市新前橋町13-12  
群馬県保育協議会  
会長 佐藤 憲秀



群馬県前橋市江木町1304  
群馬県児童養護施設連絡協議会  
会長 須田 昭司



群馬県太田市熊野町13-3  
群馬県乳児福祉協議会  
会長 本間 正彦



群馬県前橋市岩神町2-8-24  
群馬県母子生活支援施設協議会  
会長 内藤 浩一郎

